

## 参入規制に関する論点

1. カジノ事業の参入規制について
2. I R 事業運営形態について
3. 株主の規制について
4. カジノ関連機器等製造業等の参入規制について

## 第2 参入規制に関する論点

### 1. カジノ事業の参入規制について

#### ①これまでの議論

##### 推進法

- ・「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、（中略）カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない」（第9条）
- ・政府は、「カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から」、カジノ施設関係者から「暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適當な者を排除するために必要な規制に関する事項」等について「必要な措置を講ずるものとする」（第10条）

##### 附帯決議

- ・カジノ施設関係者については、「真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずる」（第7項）
- ・「法第9条及び第10条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築する」（第11項）

##### 推進法の国会審議の過程

- ・全てのカジノ施設関係者に対して、「最高位の廉潔性を求めなければならない」としており、厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、そして監督が必要

との趣旨の提案者答弁。

## ②諸外国におけるカジノ事業免許の審査（1）

- カジノ事業を行う場合、免許の取得が義務付けられていることが一般的。
- 規制当局は、①社会的信用、②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないこと等、③資金源を含む財政状態、④運営・経営能力、経験、⑤法令順守の組織内体制等を審査。
- F A T F※勧告においては、「カジノは、必要な資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制制度及び監督体制の対象となるべきであり、少なくとも、免許制とすべき」とされている。

<p>免許の対象</p>	<p>国・地域により異なるが、例えば米国ネバダ州ではカジノ事業者のほか以下の者が対象となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カジノ事業者の株主</li> <li>- カジノ事業者の経営陣</li> <li>- ゲームの運営に関与する従業員</li> <li>- ゲーミング機器の製造等を行う事業者</li> <li>- カジノ施設が整備される土地の所有者 等</li> </ul>
<p>要件</p>	<p>国・地域により異なるが、概ね以下の要件が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会的な信用を有すること（誠実さ、正直さ、善良さ等）</li> <li>②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないこと等</li> <li>③資金源を含む財政状態</li> <li>④運営・経営能力、経験</li> <li>⑤法令順守の組織内体制 等</li> </ul>
<p>有効期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• シンガポール : 3年</li> <li>• 米国ネバダ州 : 無期限</li> </ul>
<p>費用負担</p>	<p>審査に係る費用は申請者が負担</p>

（※）Financial Action Task Force：国際金融作業部会。マネー・ローンギング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みとして、1989年のアルシ・サミット経済宣言によって設立。

### ③諸外国におけるカジノ事業免許の審査（2）

- カジノ事業免許交付に際しては、規制当局が背面調査を実施することが一般的。
- 規制当局は、①免許申請者等に対して広範な情報提出を求め、②その情報の確認を行い、③分析結果を踏まえて追加情報を収集する等のプロセスを通じ、事業主体の廉潔性や事業運営の健全性等が確保されているか等を徹底的に調査。
- 米国ネバダ州ではMulti Jurisdictional Personal History Disclosure Form（カジノ事業免許の申請における共通確認事項）に基づいて、背面調査を実施。その他の国・地域でも、同様の項目について背面調査を実施。

#### Multi Jurisdictional Personal History Disclosure Formの項目例 <sup>(※1)</sup>

一般（非財務）事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 刑事・民事訴訟記録</li><li>• 学歴</li><li>• 軍歴</li><li>• 雇用歴</li><li>• 婚姻歴</li><li>• 犯罪情報（前科前歴）</li></ul> 等43項目
財務事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 資産情報（銀行預金、貸付け、生命保険等） <sup>(※2)</sup></li><li>• 負債情報（支払手形、抵当権等）</li></ul> 等34項目

(※1) 本人だけでなく、配偶者、被扶養者等について調査される項目も含まれる。

(※2) 例えば、米国ネバダ州では、過去10年間に遡って、金融取引の情報が求められる。

## ＜カジノ事業免許による健全な事業運営の確保＞

### 原則１ カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制

カジノ事業の実施は、

- ・ I R 事業の実施による公益目的達成のため刑法の賭博罪の例外をごく少数に限って認めるという特権的な性格を有するものであり、その主体には高度な規範と責任、廉潔性が求められること、
- ・ カジノ特有の性格に鑑み、懸念への対処を含めたカジノ事業の健全な運営を確保するため業務及び財務について厳格な規制を課す必要があること

から、諸外国の制度と同様、カジノ事業については、免許制の下で、事業者及び関係者から反社会的勢力を排除するなど高い廉潔性を確保するとともに、事業活動に対し厳格な規制を行うべきではないか。

また、継続的な廉潔性の確保を徹底するため、カジノ事業免許については更新制としてはどうか。

### 原則２ カジノ事業免許の主体を I R 事業者に限定

カジノ事業は、公益性を有する I R 事業を実施するために特別に容認されるものであることから、カジノ事業免許を受けることができる主体は、一体性が確保された I R 事業者に限定すべきではないか。

### 原則３ I R 事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調査により審査

I R 事業者にカジノ事業免許を付与する際には、高い廉潔性を確保するため、I R 事業者、カジノ事業及び非カジノ事業部門の役員のみならず、I R 事業活動に支配的影響力を有する外部の者等についても幅広く廉潔性等の審査の対象とすべきではないか。

## <認可制等を通じた廉潔性の確保>

### 原則４ 株主等について認可制等で規制

カジノ事業免許を受ける I R 事業者の株主等は、I R 事業者とは別の主体であるが、株主権等の行使によりカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であるため、I R 事業者と同水準の高い廉潔性を求めるべきであることから、諸外国の例や我が国の銀行法の例を参考にして、株主等については、認可制等の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。

### 原則５ I R 事業者が行う取引についても認可制等で規制

「カジノ収益の一部であっても受け取る者については高い廉潔性を求めるべき」という基本的な考えの下、非カジノ事業部門を含め I R 事業者が行う全ての事業部門における取引先の廉潔性を確保するため、これらの取引については、認可制等の下で、反社会的勢力等を排除することとしてはどうか。

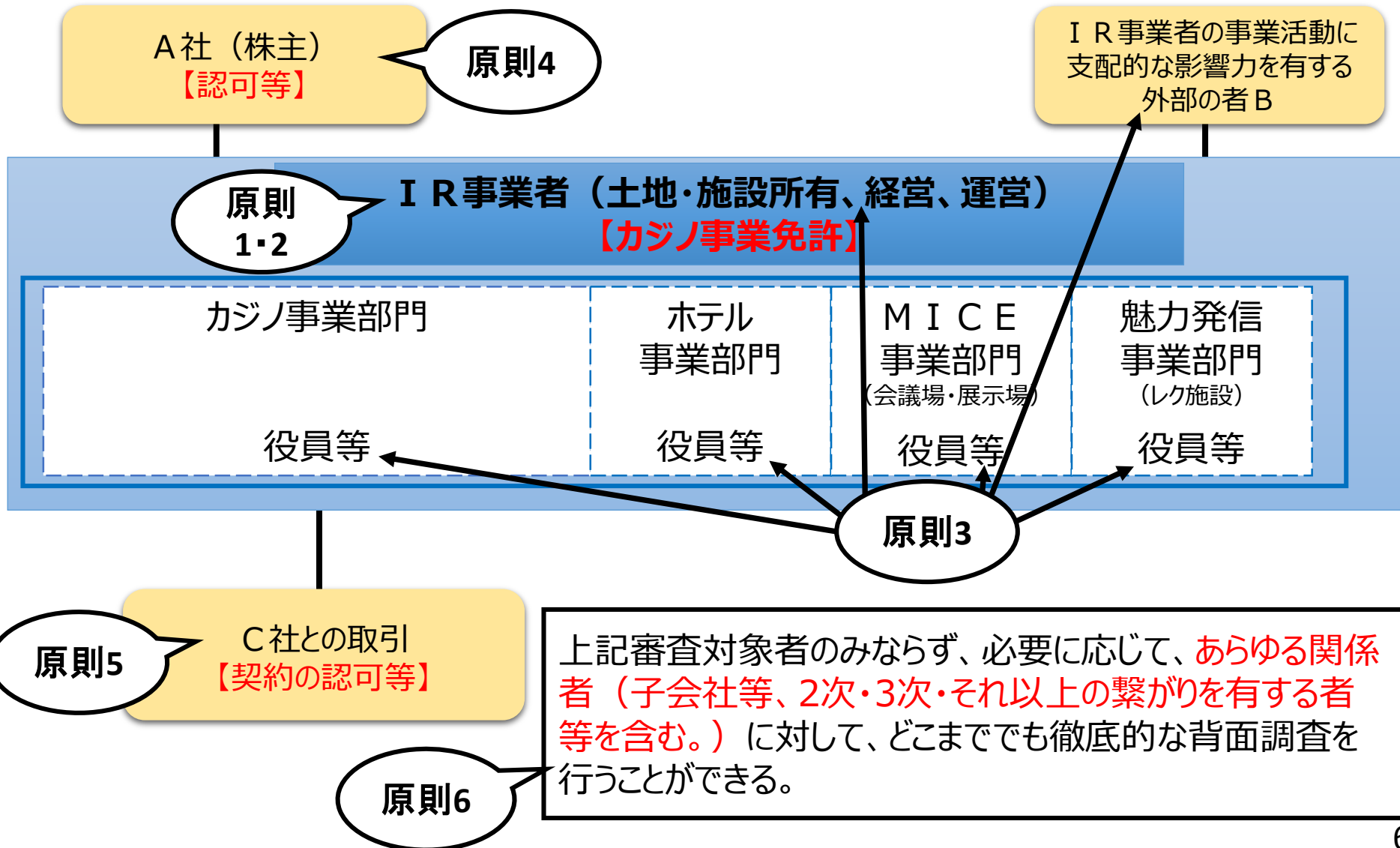
## <背面調査>

### 原則６ カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施

I R 事業者や関係者等の高い廉潔性を確保するためには、免許・認可の際の審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行う必要があるのではないか。そのためには、十分な調査権限や人員・体制をカジノ管理委員会に整備すべきではないか。

## ⑥ 一体性が確保された I R 事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許

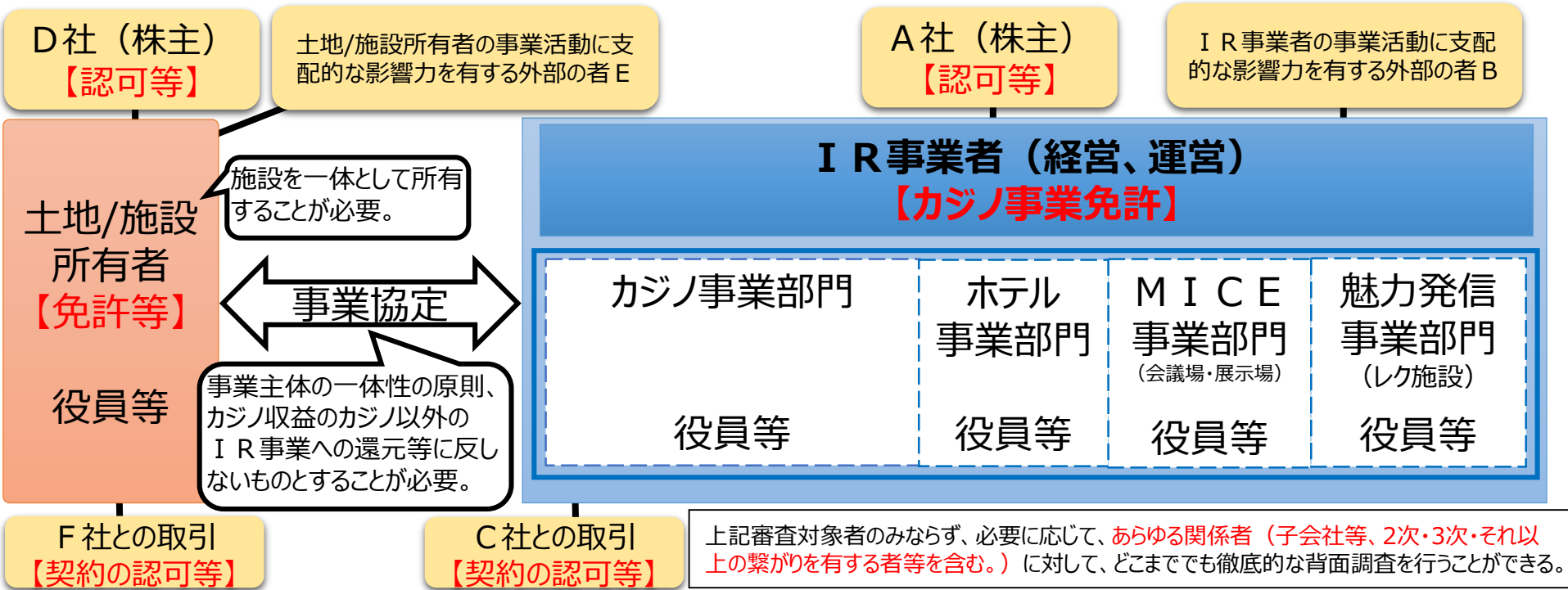
- I R 事業者等について、免許・認可等の対象とし、徹底した背面調査を行うことにより、高い廉潔性を確保する必要がある。



## 2. I R 事業運営形態について

### ① 経営資産（土地/施設）が I R 事業者から分離される場合

- I R 事業者が土地/施設を直接保有しない形態はあり得る。ただし、土地/施設所有者は I R 事業者に重要な経営資源を提供し、かつその対価を受け取る者であるから、一定の参入規制が必要ではないか。



<米国ネバダ州の規制の例>： 規制当局は、カジノ免許保有施設の敷地等に利害関係を有する者に、免許の取得等を義務付けることができる。

#### <今後の議論の方向性>

- 土地/施設所有者は、I R 事業者とは別の主体であり、カジノ事業を含む I R 事業の経営を担う者ではないが、土地/施設の所有権を通じてカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であることから、諸外国の例を参考にして、カジノ事業免許とは別の免許制等の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとはどうか。
- I R 施設のあり方については、I R 事業の重要な要素であることから、事業主体の一体性の原則に照らし、I R 事業者と施設所有者との事業協定において、I R 事業者が判断することを定めるべきではないか。



## ②経営と運営が分離される場合（業務運営委託）

下記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がり有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

A社（株主）  
【認可等】

I R事業者の事業活動に支配的な影響力を有する外部の者B

I R事業者（土地・施設所有、経営、運営）  
【カジノ事業免許】

カジノ事業部門

ホテル  
事業部門

M I C E  
事業部門  
(会議場・展示場)

魅力発信  
事業部門  
(レク施設)

役員等

役員等

役員等

役員等

甲社への委託  
【契約の認可】

乙社への委託  
【契約の認可】

丙社への委託  
【契約の認可】

役員等

役員等

役員等

C社との取引  
【契約の認可等】

ホテル

M I C E

魅力発信

### <今後の議論の方向性>

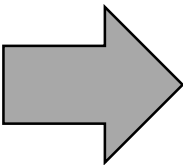
- カジノ事業は、公益性を有するI R事業を遂行するために特別に容認されるものであり、カジノ事業免許を受けたI R事業者にはカジノ事業の運営に関して高度な規範・責任が求められることから、カジノ事業の運営については、第三者への委託を認めるべきではないのではないか。
- 一方で、非カジノ事業については、その業務の効率性や専門性の観点から、運営委託を認める余地はあるが、その場合においても、委託先の廉潔性及び適切な業務遂行を確保する必要があることから、I R事業としての経営の一体性を損なわない範囲で、委託契約を認可制とすべきではないか

### 3. 株主の規制について

- 諸外国では、一定割合以上の議決権等を保有する株主については、カジノ規制の対象とし、厳格な審査要件が課されており、我が国においても、これらを参考にカジノ事業免許を受けるIR事業者の株主や持分保有者について、認可制等の参入規制を課すこととする（原則4）が、具体的にいかなる規制を課すべきか。

諸外国の例や銀行法の例（参考資料参照）では、総議決権等の5%を閾値として、認可制や届出制といった規制を課しており、事業に対する一定の影響力を及ぼす保有割合としては、「5%」という割合が1つの基準となり得る。

#### ＜今後の議論の方向性＞

- 
- 株主等の認可制等に係る制度設計においては、諸外国の例や我が国の銀行法の例を参考に、カジノ事業に対する影響力の程度等を勘案の上、認可の対象とするのは、議決権、株式又は持分の保有割合が5%以上の株主等としてどうか。
  - また、保有割合が5%未満の株主等についても報告を徴求し、必要に応じて、その廉潔性を調査し、不適格者への対応をできることとしてどうか。

# ＜参考＞ 諸外国・我が国の株主規制の例

シンガポール	米国ネバダ州	銀行法（日本）	独禁法（日本）
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 議決権5%以上保有者 → 認可</li> <li>• 発行済株式又は議決権12%以上保有者 → 認可</li> <li>• 発行済株式又は議決権20%以上保有者 → 認可</li> </ul> <p>※ 20%以上保有者で官報において指定された者（主要株主）は、他のカジノ事業者の株主となることができない。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p><b>【公開会社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 議決権5%超保有者（機関投資家以外） → 届出</li> <li>• 議決権10%超保有者（機関投資家以外） → 免許</li> <li>• 議決権25%超保有者（機関投資家） → 免許</li> </ul> <p><b>【非公開会社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発行済株式又は議決権5%以下保有者 → 登録</li> <li>• 発行済株式又は議決権5%超保有者 → 免許</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 議決権5%超保有者 → 届出</li> <li>• 議決権20%以上保有者 → 認可</li> <li>• 議決権50%超保有者 → （特に必要な場合）経営健全性を確保するための改善計画の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 議決権5%超保有者（銀行業者） → 認可</li> <li>• 議決権10%超保有者（保険業者） → 認可</li> </ul>

## 4. カジノ関連機器等製造業等の参入規制について

### <カジノ関連機器等及びカジノ関連機器等製造等事業者>

○カジノ事業では、一般的に、

- ① ゲーミングの結果に影響を及ぼす機器等（スロットマシン、ルーレット台、カード、サイコロ等）
- ② ゲーミングの結果に基づく金銭の支払に影響を及ぼす機器等（チップ、チップ現金交換機等）
- ③ ゲーミングの管理に関する機器等（カジノ管理システム等）

が使用されているが、これらカジノ関連機器等は、ゲーミングの公正性や財務・会計の適正性を始めカジノ事業の健全な運営を確保する点で、カジノ事業に重大な影響を及ぼすものである。

○カジノ関連機器等の製造・輸入・販売・貸与・修理を行う事業者（カジノ関連機器等製造等事業者）は、カジノ関連機器等の品質の確保、供給を通じてカジノ事業に重大な影響を有する者であるほか、カジノ収益の一部を受け取る者であるため、高い廉潔性を求める必要がある。

### <諸外国の規制の例>

【シンガポール】

・ゲーミング機械（スロットマシン等）の製造業者、供給業者（設置、保守、修理業者等を含む。）は認可を受けなければならない。

【米国ネバダ州】

・ゲーミング装置（スロットマシン等）等を製造・販売・流通する事業者は免許を受けなければならない。

・規制当局は、ゲーミング装置を修理する事業者、チップ又はゲーミングトークンを製造・流通する事業者に、免許の取得等を義務付けることができる。

### <今後の議論の方向性>

○カジノ関連機器等製造等事業者については、カジノ事業そのものを行う者ではないが、カジノ事業の健全な運営を確保する観点から、諸外国の例を参考とし、許可制の下で、事業者及び関係者から反社会的勢力を排除するなど廉潔性を確保するとともに、事業活動に対し十分な規制を行うべきではないか。

また、継続的な廉潔性を確保するため、当該許可については更新制としてはどうか。

○カジノ関連機器等については、カジノ事業の健全な運営を確保する観点から、その品質や性能等について必要な規制を行うべきではないか。